『日本目録規則』改訂の方針と進捗状況

2013年2月21日日本図書館協会目録委員会

日本図書館協会(JLA)目録委員会は、2009年度後半から『日本目録規則』(NCR)の 改訂に向けて基本的な考え方についての議論を開始し、2010年9月に「『日本目録規則』 の改訂に向けて」を公表して広く意見を募集した。

その後、委員会は 2010 年度に「目録の作成と提供に関する調査」を実施、2011 年度にその報告書をとりまとめて刊行した。これは、図書館の目録の状況を一定の間隔で確認し基礎データを後世に残すこととともに、NCR 改訂作業の検討の参考とすることも目的とした調査であった。

2010 年 9 月の方針公表以降、アンケート調査の準備、実施、結果のとりまとめという一連の作業進行と並行して NCR 改訂作業は本格化していった。特に、調査報告書を刊行した後、2012 年度には NCR 改訂作業が委員会活動の中心となって現在に至っている。

2010 年 9 月時点と現在で、委員会の NCR 改訂に関する基本的方針に変更はない。改訂の趣旨、将来の目録のあるべき姿、新 NCR の意義と目的、改訂の目標などについては、「『日本目録規則』の改訂に向けて」に譲ることとして、現在の進捗状況を提示する前に、NCR改訂の主な内容について確認する。

*「『日本目録規則』の改訂に向けて」<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/mokuroku/20100917.pdf>

1 改訂の主な内容

(1) 規定範囲

新 NCR の規定範囲は、主としてエレメント (データ要素)の定義に限定する。エリアやエレメントの記載順序は、原則として規定しない。ただし、対になるべきエレメントなどその記載順序が必要と思われる場合には触れることがある。

区切り記号は規則内で規定しない。また、排列は基本的には取り扱わない。

付録では、区切り記号を推奨・参考として例示する。また、特定の MARC フォーマットによる実データのマッピング例示、ダブリン・コアへのマッピング例示などを収録する。 その他に用語集などの充実を図る。

(2) FRBR モデルへの対応

体現形を書誌レコードの基盤として、これまでの書誌データとの継続性を確保する。 実体の第2グループにおける個人、家族、団体の3区分を採用する。 資料に関する記録の各エレメントは、FRBR モデルの著作、表現形、体現形、個別資料のいずれに関わるエレメントかを明確にする。

(3) エレメントの設定

現行の注記は、精査の上、なるべくエレメント化する。

下位書誌レベル (構成書誌レベル) に関する情報の記録については、著作と著作でない ものを区別し、別エレメントとして扱う。

コア・エレメントについての規定を設ける。

(4) 典拠コントロール

集中機能のための典拠コントロールを重視する。主題の典拠コントロールについては、 保留とする。

著作の識別のための「著作に対する典拠形アクセス・ポイント(仮称、現行 NCR の統一タイトルにあたる)」を定義する。識別要素を必要に応じて加えることも、形を簡略化することも可能とする。

典拠形アクセス・ポイント(現行 NCR の統一標目)だけでなく、典拠レコードに記録するエレメントについての規定も検討する。

(5) 関連

RDAにおける6種類の関連と関連指示子リストの考え方と詳細な扱いを検討する。ただし、主題に関わる関連については保留とするため、実際に扱うのは4種類の関連となる。書誌階層については、全体と部分の関連の一種として扱い、従来どおり基礎レベルを設定する。継続刊行レベルなどの不十分な箇所を改善し、また、論文等を十分扱えるようにするために構成書誌レベルの記述規則の明確化を図る。

(6) その他

その他に、FRADとの整合性、コード化情報・識別子の扱い、個別資料の扱い、アクセス制限の扱い、新規レコード作成要件、所蔵レコードの扱いなどについても検討する。

2 改訂作業の進捗状況

これらの考え方に従って委員会が進めてきた NCR 改訂作業の内容を紹介する。以下で提示する内容はどれも確定したものではない。したがって、改訂作業の進行に伴って変更する可能性がある。

(1) 全体構成と進行状況

全体構成を、 総説、 資料に関する記録、 典拠形アクセス・ポイント、 関連、 付録とする方針で作業を進めている。

総説は、目録の意義と機能、目録規則の目的とスコープ、FRBR 及び FRAD との整合性、新 NCR の主な特徴と原則、用語、新 NCR の構成、コア・エレメントと任意エレメント、別法あるいは任意規定、言語・文字種・数字・日付・単位について、エンコーディングについてなど、新 NCR 全体に関わる事項を記載する想定だが、現時点では未着手である。付録についても、気がついた時点で解説が必要な用語を記録している程度で実際の作業はあまり進んでいない。

現在は ~ に集中して作業を進めている。次に ~ について、構成と進行状況を紹介する。

(2) 資料に関する記録

資料に関する記録(現行 NCR の「記述」に相当)では、総則を設けて全体に関わる事項(目的、構成、新規レコード作成要件、書誌階層、転記の原則、情報源、記述の基盤など)を記載する想定である。現時点では未着手である。

総則に続く各論は、(a)現行 NCR のような資料種別ごとの規定にしないこと、(b)体現形に関する記録の規定をまとめて置き、その後に著作、表現形、個別資料に関する記録の規定を置くこと、(c)資料種別の規定は体現形に関する記録の規定の前に置き、標準番号及び入手に関する規定は体現形に関する記録の規定の最初に置くこと、(d)その他は現行 NCR や ISBD のエリアとほぼ同様の順に必要な記録の規定を置くこと、(e)現行 NCR で注記に置かれた項目のうちエレメント化可能なものはエレメント化し、そのうち可能なものは各エリアに移行することなどを仮に決めて作業を行っている。

主な作業は、現行 NCR の資料種別によって分かれた各章の規定を統合すること、その際に異同のある表現をどう統一するか検討すること、RDA 及び ISBD の規定と比較して抜けている規定がないか確認し新 NCR に取り込む必要があるか検討すること、FRBR モデルに対応できているか確認すること、論理的かわかりやすいかなどを再考すること、従来の規定からの継続性に留意すること、気がついた時々で用語の統一を図ること、解説が必要な用語を蓄積しておくことなどである。

各エレメントについては、注記からのエレメント化も含め改訂作業中に体現形に対応するものか表現形に対応するものかなどの個別の検討を行っているが、現時点では全体像を示せる段階には至っていない。

資料に関する記録の現時点での全体イメージは次のとおりである。

```
資料に関する記録
総説
資料種別
 表現種別
 機器種別
 キャリア種別
体現形に関する記録
 標準番号・入手条件
 タイトル・責任表示(基礎レベル)
 版
 資料(刊行方式)の特性
 出版事項
 形態事項
 上位レベル (シリーズ)のタイトル・責任表示
 下位レベル (構成レベル)のタイトル・責任表示
 注記
著作に関する記録
 注記
表現形に関する記録
 版
 注記
個別資料に関する記録
 注記
```

著作・表現形・個別資料に関する記録の順は未検討である。その内容については、現行 NCR のエリア別に既に述べたような作業を進める中で、体現形以外のものに関わるエレメントを選別している段階であり、今後まとまっていく予定である。「版」については、その多くが表現形に関するものであるが、体現形に関わる「版」も存在することが明らかなために、例として記載した。

資料種別については、表現種別、機器種別、キャリア種別の3種を規定する。表現種別は、記述対象資料の内容を表現する基本的な形式を示すものである。一般表現種別(テキスト、音楽、話声、音声、画像...)に、必要に応じて特定表現種別(「地図・記譜...」、

「視覚、聴覚…」、画像に組み合わせる「動態、静態…」や「2次元、3次元」などのリスト)を組み合わせて記録する。機器種別は、媒介機器を示すもので、具体的な用語としては、オーディオ、電子、マイクロ、顕微鏡、ビデオ、映写などである。キャリア種別は、記述対象資料の記録媒体形式及びキャリアの収納形態を示すものであり、現行 NCR の特定資料種別に相当する。具体的には、オーディオ・カートリッジ、コンピュータ・ディスク、マイクロフィッシュ、フィルム・カセットなどである。

(資料種別については、別紙参照。)

(3) 典拠形アクセス・ポイント

典拠形アクセス・ポイント(用語は未確定:他に「統一アクセス・ポイント」とする 案もあり)にも総則を置く。全体に関わる事項(機能、種類、実体の選定、形の選択、表 記、参照)を記載する。

各論は(a)資料に対するアクセス・ポイント、(b)行為主体に対するアクセス・ポイント、(c)主題に対するアクセス・ポイントの3種に大別し、それぞれに総則的な規定を置く。

- (a) 資料に対するアクセス・ポイントは、著作、表現形、体現形、個別資料に対する各アクセス・ポイントに分かれる。
- (b)行為主体に対するアクセス・ポイントは、個人、家族、団体に対する各アクセス・ポイントに分かれる。
- (c)主題に対するアクセス・ポイントは、件名標目表によるアクセス・ポイントと分類表によるアクセス・ポイントに分かれる。

典拠形アクセス・ポイントの部は、参照(用語は未確定:他に「異形アクセス・ポイント」、「参照アクセス・ポイント」などの案もあり)についても扱う。また、典拠レコードに記載すべき事項も規定する想定である。

なお、現行 NCR に存在する「標目指示」については規定しない方向である。

作業の進行状況は、資料に対するアクセス・ポイント総則、著作に対するアクセス・ポイント、行為主体に対するアクセス・ポイント総則、個人に対するアクセス・ポイント、団体に対するアクセス・ポイントを基幹部分と考えて先行して作業を進めている。

典拠形アクセス・ポイントの全体イメージは次のとおりである。

典拠形アクセス・ポイント

総則(機能、種類、実体の選定、形の選択、表記、参照)

資料に対するアクセス・ポイント

総則(機能、種類、構成、典拠レコード)

著作に対するアクセス・ポイント

表現形に対するアクセス・ポイント

体現形に対するアクセス・ポイント

個別資料に対するアクセス・ポイント

行為主体に対するアクセス・ポイント

総則(機能、実体の選定、形の選択、表記、参照、典拠レコード)

個人に対するアクセス・ポイント

家族に対するアクセス・ポイント

団体に対するアクセス・ポイント

主題に対するアクセス・ポイント

件名標目表によるアクセス・ポイント

分類表によるアクセス・ポイント

(4) 関連

関連では、 において規定された事項を「関連」という観点から再整理して示す。 現在は、関連指示子について検討している。

3 今後の改訂作業

現在の改訂作業を当面は継続し、新 NCR 第一次案を作成する。同案は、懸案事項が存在 すればそれとともに公表し、広く意見を募集する想定としている。

(文責・原井直子: JLA 目録委員会委員長)

(別紙)資料種別(案)

表 1 一般表現種別

用語	定義
テキスト	文字で表現される資料に使用する。例として、冊子体またはデジタル形式の図書
	および逐次刊行物、マイクロ化された図書および逐次刊行物、データベース、写
	本または手稿等の書写資料が挙げられる。
音楽	人工的に構成された、リズム、旋律、和音を持つ一連の音声および音調により表
	現される資料に使用する。音楽は楽譜として記譜されるほか、人声・楽器・機械
	生成の音声により演奏され、アナログまたはデジタル形式で記録される。例とし スーペッ
	て、総譜または合奏等の各パートの譜表、コンサートまたはスタジオ演奏を録音 した音源が挙げられる。
 話声	した自然が乗りられる。 人の話声により表現される資料に使用する。デジタルまたはアナログ形式のいず
	への品角により表現される負行に使用する。アファルよにはアプロアルスのいす。 れかにより記録される。例として、録音図書、ラジオ放送、講談または演劇等の
	録音が挙げられる。
音声	音楽および話声に該当しない音声により表現される資料に使用する。例として、
	動物の鳴き声等の自然発生的な音声、人の話声や機器を用いてこれを再現した音
	声、効果音の録音が挙げられる。ただし、音楽の録音(「音楽」を見よ)、話声
- 15	の録音(「話声」を見よ)は除く。
画像	事象または事物を視覚的イメージとして表現した資料に使用する。画像は、静態
	または動態、二次元または三次元のいずれかの形態をとる。例として、地図、絵
	画、版画、映画、写真、立体写真、リモート・センシングによる画像が挙げられ
動作	│ る。 │ 人物または事物の運動または位置変化により表現される資料に使用する。例とし
■ 3 /11F	て、舞踊の記譜および実演の録画、振付が挙げられる。ただし、映画といった動
	画に区分される資料は除く(「画像」を見よ)。
データセット	コンピュータによる処理を目的として、電磁的方法で符号化されたデータとして
	表現される資料に使用する。例として、アプリケーション・ソフトウェアを用い
	て、統計・解析・モデル設計等の処理を行うために使用される数値データ等が挙
	げられる。ただし、電磁的方法により記録された音楽(「音楽」を見よ)、言語
	(「話声」を見よ)、音声(「音声」を見よ)、画像(「画像」を見よ)、テキ
	スト(「テキスト」を見よ)は除く。
プログラム	コンピュータで処理を実行するための指令を組み合わせたものとして表現され
	る資料に使用する。例として、オペレーティング・システムやアプリケーション・
オブジェクト	│ ソフトウェアが挙げられる。 │ 三次元の物体として表現または具現される資料に使用する。人工物または自然発
A J J ± J 1	三次元の初体として表現よたは真境される真体に使用する。人工物よだは自然先 生物のいずれかの形態をとる。人工物の例としては、彫刻、模型、ゲーム機、パ
	ズル、硬貨、玩具、建築物、装置、衣服、その他文化財等が挙げられ、自然発生
	物の例としては、化石、岩石、昆虫等の標本が挙げられる。地図に関するオブジ
	ェクトとして、地球儀、地形模型も含まれる。
複合表現種別	資料が3以上の一般表現種別が該当する複合的な内容である場合に使用する。
他の表現種別	資料の一般表現種別に該当する用語が、リストにない場合は、当該用語を使用す
	ర ం

表 2 特定表現種別

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
種別による下位区分		
地図	資料の内容が、地球または天体の全体または一部を表現する場合に使用する。地図、 地球儀、地形模型等を含む。	
記譜	資料の内容が、音楽、舞踊、演劇等の芸術を記譜法により表現したものである場合に 使用する。	
実演	資料の内容が、ある時点で実演された音楽の録音または動作の録画であり、音声また	

	は映像で表現される場合に使用する。		
	動作による下位区分		
一般表現種別「画像	一般表現種別「画像」にのみ使用する。		
一般表現種別が画像である記述対象において知覚される動作の有無を示す。			
動態	資料の内容が、連続して変化する画像を高速で切り替えることによって、動作を知覚		
	させることを意図したものである場合に使用する。		
静態	資料の内容が、静止していると知覚される場合に使用する。		
次元による下位区分			
一般表現種別「画像	一般表現種別「画像」にのみ使用する。		
一般表現種別が画像	である記述対象において知覚される空間的次元の数。		
2 次元	資料の内容が、2次元で知覚される場合に使用する。		
3 次元	資料の内容が、3次元で知覚される場合に使用する。		
	感覚による下位区分		
当該区分は、記述対象の知覚に用いられる人間の感覚を指示するために使用される。			
視覚	資料の内容が、見ることを通じて知覚される場合に使用する。		
聴覚	資料の内容が、聞くことを通じて知覚される場合に使用する。		
触覚	資料の内容が、触ることを通じて知覚される場合に使用する。		
味覚	資料の内容が、味により知覚される場合に使用する。		
嗅覚	資料の内容が、においにより知覚される場合に使用する。		
自筆・非自筆による下位区分			
自筆	資料の内容が、写本・手稿・美術原画など、手書きにより表現される場合に使用する。		
	また、タイプライターによる原稿もここに含まれる。		

表 3 機器種別

用語	定義
オーディオ	音声の記録媒体であり、レコードプレイヤー、録音カセットプレイヤー、
	CD プレイヤー、MP3 プレイヤーまたは iPod のような再生機器で利用され
	るよう設計されたメディアに使用する。アナログ、デジタルの双方の方式
	で符号化されたメディアを含む。
電子	電磁的記録の記録媒体であり、コンピュータで利用されるよう設計された
	メディアに使用する。コンピュータテープやディスクといった直接アクセ
	ス可能なメディア、ファイルサーバを通じてリモートアクセス可能なメデ
	ィアの双方を含む。
マイクロ	縮小撮影された画像の記録媒体であり、マイクロフィルムやマイクロフィ
	ッシュリーダーといった機器で利用されるよう設計されたメディアに使用
	する。透明、不透明の双方のマイクロメディアを含む。
顕微鏡	微小物の記録媒体であり、裸眼で見ることのできない細部を明らかにする
	ために、顕微鏡といった機器で利用されるよう設計されたメディアに使用
	する。
ビデオ	動画や静止画の記録媒体であり、ビデオカセットプレイヤーや DVD プレイ
	ヤーといった再生機器で利用されるよう設計されたメディアに使用する。
	アナログ、デジタルの双方の方式で符号化されたメディアを含む。
映写	動画や静止画の記録媒体であり、映画フィルムまたはスライドの映写機、
	オーバーヘッドプロジェクタといった機器で利用されるよう設計されたメ
	ディアに使用する。二次元、三次元の双方の画像を投影するメディアを含
	む。
立体映写	一組の静止画の記録媒体であり、三次元の効果を得るためにステレオスコ
	│ −プやステレオグラフといった機器で利用されるよう設計されたメディア │
	に使用する。
複合メディア	三つまたはそれ以上の機器種別が該当する場合に使用する。
他のメディア	該当する機器種別がリストにない場合は、当該用語を使用する。
機器不用	資料の利用に機器を用いる必要がない場合、当該用語を使用する。

表 4 キャリア種別

夜4 イヤリア性	
機器種別	キャリア種別
オーディオ	オーディオ・カートリッジ
	オーディオ・シリンダー
	オーディオ・ディスク
	オーディオ・ロール
	オーディオカセット
	オーディオテープ・リール
	サウンドトラック・リール
電子	コンピュータ・カード
	コンピュータ・チップ・カートリッジ
	コンピュータ・ディスク
	コンピュータ・ディスク・カートリッジ
	コンピュータ・テープ・カートリッジ
	コンピュータ・テープ・カセット
	コンピュータ・テープ・リール
	ネットワーク情報資源
マイクロ	アパーチュア・カード
	マイクロフィッシュ
	マイクロフィッシュ・カートリッジ
	マイクロフィルム・カートリッジ
	マイクロフィルム・カセット
	マイクロフィルム・リール
	マイクロフィルム・ロール
	マイクロフィルム・スリップ
	マイクロオペーク
日石 少小 ◇辛	顕微鏡スライド
顕微鏡	
ビデオ	ビデオ・カートリッジ
	ビデオカセット
	ビデオディスク
	ビデオテープ・リール
映写	フィルム・カートリッジ
	フィルム・カセット
	フィルム・リール
	フィルム・ロール
	フィルムスリップ
	フィルムストリップ
	フィルムストリップ・カートリッジ
	オーバーヘッド・トランスペアレンシー
	スライド
立体映写	立体映写カード
	立体映写ディスク
機器不用	カード
	フリップチャート
	オブジェクト
	参物
	シート
	冊子
	I no s